

<p>十一 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援B型サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。)又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型(規則第六条の第十二号に掲げる就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型等」という。)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>口 指定就労継続支援A型事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p> <p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>	<p>② 利用定員が三十一人以上の指定就労継続支援A型事業所等 利用定員の数の百分の百十を乘じて得た数を超える場合</p> <p>(一) 一日の利用者の数が次の①から③までのいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が十五人未満の指定就労継続支援A型事業所等 利用定員の数に三を掛けて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が十五人以上五十人以下の指定就労継続支援A型事業所等 利用定員の数の百分の百二十を乘じて得た数を超える場合</p> <p>③ 利用定員が五十一人以上の指定就労継続支援A型事業所等 利用定員の数に百分の百十を乘じて得た数に十を加えた数に百分の十を乘じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合</p> <p>(二) 過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数の百分の百五を乘じて得た数を超える場合</p> <p>平成二十年四月一日以降</p> <p>指定就労継続支援A型事業所等の指定就労継続支援A型等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数の百分の百五を乘じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 一日の利用者の数が次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が五十人以下の指定就労継続支援A型事業所等 利用定員の数の百分の百二十を乘じて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が五十一人以上の指定就労継続支援A型事業所等 利用定員の数に百分の百十を乘じて得た数に十を加えた数に百分の十を乘じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>
---	---	---

<p>口 指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第百九十八条第一項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>百分の七十</p> <p>(1) 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間</p> <p>又是指定就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援B型等」という。)の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が三十人以下の指定就労継続支援B型事業所等 指定就労継続支援B型事業所等において障害福祉サービス基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型事業所等 利用定員の数の百分の百二十を乘じて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が五十一人以上の指定就労継続支援B型事業所等 利用定員の数に百分の百十を乘じて得た数に十を加えた数に百分の十を乘じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合</p> <p>(二) 過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数の百分の百五を乘じて得た数を超える場合</p> <p>(2) 平成二十年四月一日以降</p> <p>指定就労継続支援B型事業所等の指定就労継続支援B型等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数の百分の百五を乘じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 一日の利用者の数が次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が五十人以下の指定就労継続支援B型事業所等 利用定員の数の百分の百二十を乘じて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が五十一人以上の指定就労継続支援B型事業所等 利用定員の数に百分の百十を乘じて得た数に十を加えた数に百分の十を乘じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合</p> <p>③ 利用定員が五十一人以上の指定就労継続支援B型事業所等 利用定員の数に百分の百十を乘じて得た数に十を加えた数に百分の十を乘じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>
--	--	---